

## 13 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を管轄の公共職業安定所(ハローワーク)に提出してください。

なお、所在地の変更により、管轄の公共職業安定所(ハローワーク)が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に提出してください。

### ◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)、変更理由の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地変更に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

### ◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、公共職業安定所(ハローワーク)へ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくは公共職業安定所(ハローワーク)へお問い合わせください。)

「名称、所在地等変更届」はダウンロード様式はありません。最寄りの労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)等で入手してください。

## 14 被保険者からの控除方法

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額(総支給額)に被保険者負担分雇用保険料率を乗じて算定し、算定の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

例) 賃金255,940円×5.5/1,000=1,407.67→1,408円(被保険者負担分)

注) ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。